

太宰府市立太宰府西中学校 学校運営協議会 設置要綱

(名 称)

第1条 本協議会を「太宰府市立太宰府西中学校 学校運営協議会」と称する。

(趣 旨)

第2条 本要綱は、太宰府市学校運営協議会規則に基づき、太宰府市立太宰府西中学校（以下「本校」という。）の学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第3条 協議会は、学校運営に関して、太宰府市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域住民等が、本校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い協働して、生徒が健やかに育つ風土が醸成されること。
- (2) 家庭及び地域の教育力を高め、本校との協働実践の下、生徒の生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と本校の信頼関係を深め、地域に開かれ、地域が支え、地域と共に発展する学校になること。

(委 員)

第4条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 本校の校区の住民（本校学校関係者評価委員又は児童民生委員・補導員等から数名）
- (2) 本校の校区の自治会長又は自治会長が推薦する者（数名）
- (3) 本校に在籍する生徒の保護者（PTA本部役員又は地域委員から代表3～4名）
- (4) 本校の校長（1名）
- (5) 本校の教頭、主幹教諭又は本協議会担当教諭（代表1～3名）
- (6) 識見を有する者（1名）
- (7) 関係行政機関の職員（学校教育課や社会教育課等から1名）
- (8) 接続する学校の教職員（校区の2小学校から、校長又は該当校の校長が推薦する者各1名）
- (9) 教育委員会が適当と認める者

(任 期)

第5条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、校長及び教職員を会長及び副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。事務局は協議会の庶務と会計及び協議会と部会等の連絡調整を行う。

- 2 事務局は、協議会・学校・部会等代表者・地域住民等から必要数を選任して構成する。また、事務局に、教頭を置く。ただし、校長は、事務局構成員となることができない。
- 3 事務局長は、互選により定める。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(学校運営に関する基本的な方針等の承認)

第10条 年度初め、校長は学校運営に関して基本的な方針を作成し、次に掲げる事項について協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編制に関する基本方針
- (3) 組織編成に関する基本方針
- (4) 予算配分の編成に関する基本方針
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する基本方針
- (6) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

3 校長は、第1項各号に掲げる事項について、協議会の承認が得られない場合は、暫定的な措置を定めることができるものとする。この場合において、当該措置は、協議会の承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

(学校運営等への参画促進等)

第11条 協議会は、本校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況等について、積極的に情報提供を行うとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。

(学校運営等に関する評価等)

第12条 協議会は、毎年度1回以上、本校の運営状況等について評価を行うものとする。

(部会等)

第13条 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

2 協議会の示すところにより、部会等は実践の実務を担う。

(その他)

第14条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、太宰府市学校運営協議会規則に従う。

(附 則)

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

本要綱は、平成29年4月1日一部改正